

令和5年3月28日開催の令和4年度 第1回 小美玉市都市
計画審議会について、議事の経過及び審議の結果を証するため、
別記による議事録を作成し、確認したので署名する。

令和5年4月6日

会長 人口川 和宏

議事録署名人 村尾 賢

議事録署名人 福島 ヤエヒ

令和4年度 第1回小美玉市都市計画審議会（要旨）

- 1 開催日時 令和5年3月28日(火) 午前 10:00より
- 2 開催場所 小美玉市役所 2階 第二会議室
- 3 出席者 (委員) 6名 (6名/11名) 欠席5名
石川和宏委員(会長)、村尾實委員(副会長)、
福島ヤヨヒ委員、内田收委員、大曾根委員、百地委員、
(会議開催時挨拶・諮詢口述) 島田幸三市長 ※途中退席
(事務局) 7名、小島都市建設部長、藤田都市整備課長、
朝比奈環境課長、環境課 鈴木主任
(都市計画係) 鈴木課長補佐、重藤主任、佐川主任
(諮詢事項説明1) 2名、環境課:朝比奈課長、鈴木主任
(諮詢事項説明2) 2名、都市整備課:鈴木課長補佐、重藤主任
- 4 欠席者 荒川委員、市村委員、飯田委員、山内委員、吉倉委員
- 5 議事録署名人の指名
石川会長より、村尾實委員、福島ヤヨヒ委員の2人を指名
- 6 議題
(1) 令和4年度諮詢第1号、小美玉都市計画ごみ焼却場の変更について
(2) 令和4年度諮詢第2号、小美玉都市計画道路の変更について
- 7 議事内容
小美玉都市計画ごみ焼却場の変更について、「諮詢第1号」、
別紙「議事(1) 訒問第1号、説明資料」により、環境課:朝比奈課長、
鈴木主任より説明し、委員からの質疑応答があり、審議を行った。
次いで、小美玉都市計画道路の変更について、「諮詢第2号」、
別紙「議事(2) 訒問第2号、説明資料」により、都市整備課:鈴木課長補佐、
重藤主任より説明し、委員からの質疑応答があり、審議を行った。

(以下、(1) 訒問第1号説明(小美玉都市計画ごみ焼却場の変更)に対する議事録)

(会長) 都市計画の廃止の件ですが、質問等はありませんか？

(委員) 都市計画から抜けた後ですが、中継センターとして残る部分は、霞台厚生施設組合のどういう位置づけになるのですか？

(事務局) 霞台厚生施設組合に敷地を借地させまして、霞台が主に美野里地区や茨城町地区の中継センターとして活用しています。

いわゆるストックヤードとして管理しています。焼却ができなくなるので直接リサイクルできるものを中心に、再資源化を図っていく施設になっています。

(委員) 土地そのものは市からの借地にしたということですね？わかりました、大丈夫です。

(会長) その他、いかがでしょうか？ それではお諮りします。

諮問第1号、小美玉都市計画ごみ焼却場の変更について、原案のとおり可決することに異議ございませんか？

<委員全員異議なし>

(会長) ありがとうございました。

ご異議がございませんので、原案に対しまして、「異議なし」で答申したいと思います。
なお、答申の方法については、会長一任ということでご承諾いただきたいと思います。

(以下、(1) 諮問第2号説明（小美玉都市計画道路の変更）に対する議事録)

(委員) 道路の予定地の中で、第一種農地のかかる割合とか、分かれば教えてください。

(事務局) 地図上で色が染められている、用途地域が設定されている部分については、農振農用地等は外れている状態で、農地は既存で存在しますが、色が染められているところの道路であれば、基本的に用途がいつでも農地から変えられるので、都市計画法上は未利用地として扱われます。実際には農地を耕作されている方がいらっしゃいますが、正式な資料は別に用意しないとわかりませんが、第一種農地であるかどうかは、手元の資料には無いのですが、イメージとして、用途地域沿いは転用が可能な農地だと考えていただいて差支えないと思います。

その他、地図の白地に沿って存在する農地については、ここは用途地域ではありませんので、農振農用地がかかった上で、農業委員会で第一種農地とか第二種農地として扱われているところが存在すると思いますが、都市計画の道路自体は、それらの制限を外れる手続きとして法的な手続きがされていますので、道路の中ということでは制限が外せるものと扱えるのが実務上の説明で恐縮ですが、実情として申し上げます。繰り返しで恐縮ですが、第一種農地であるかどうかは、確認してみないと正式には分からない、と回答させていただきます。

(委員) わかりました。

(会長) その他の方、質疑はありますか？

(委員) はい。資料にあるように、この都市計画道路については長年、事業に着手されてないところで見直しをかけるわけですけど、その中で廃止するものがあるのですけれども、存続の見込みの路線については、変更しても着手はいつ実施するのかを決めてかからないと、事業が進まないのではないかと考える。これらについては、3・5・4の道路、3・5・5の道路については、いつごろから着手する予定なのか、分かれば教えていただきたい。

(事務局) ご質問ありがとうございます。今回の都市計画道路の見直しにつきましては、全ての路線を点数化し、実現性や必要性、様々な要素から存続や廃止、変更等の検討をしています。今回存続の路線については、大変恐縮ですが具体的な事業の実施時期については、今後に社会情勢をみながら検討しつつ、実施したいと事務局では考えています。

(委員) はい、わかりました。やはり、この都市計画を進める上での縦覧、閲覧、説明会についてもほとんど参加者がいない状況なのですね、実際に事業を始めた場合、住宅の移転だと、様々な私生活に支障きたす問題が発生してくると思いますから、都市計画の場合には土地の利用を規制するという一つの大きな問題が発生するので、理解してもらった上で進めることをしないと、スムーズに進捗することができないと思うのです。やはり、これから手手続きを済ませた上でスムーズに進めるには、地元の区長や住民に呼びかけや参加をしてもらって、説明会に出てもらえるようにして、住民が参加した状況において、移転の際にはどの様な状況になるのか色々と聞きたいことがあると思うのです、そういうことをスムーズに進めることができ、都市計画を実施する上では一番大事なことだと思うのです。それらを実施した上で早期に進めていただくと、廃止とともに今後の理解が得られると思いますのでよろしくお願ひします。

(事務局) ご助言ありがとうございます。地元の方のご理解があって、それでやっと事業が進められますので、今回の都市計画の変更の手続きに関しましては、ホームページや広報誌、そういったもので周知を図っていたのですが、今後事業を進めていく段階になりましたら、より地元の方へ密接に説明を行っていきますので、区長さんを通じて、より詳細な地元への説明を行っていきますので、その際にはご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

(委員) 都市計画道路の当初決定が昭和52年とありますが、それこそ半世紀も前に決定されたことでもありますし、地元の方もおそらく都市計画の決定を忘れている方もいるかと思うんですね、あるならば、今回の手続きの中でも説明を聞きに来てくれないし、0人ということもありましたので、都市計画についてはもっと詳しく住民の方に説明することは必要だと思いますので、よろしくお願ひします。

(事務局) ご意見ありがとうございます。今後、都市計画の決定告示が終わりましたら、永久縦覧になります、図書の方はいつでも閲覧することができますので、市でも決定告示がされた際にはホームページで周知して、計画が変更されていることについて、より周知を図ってまいります。

(委員) 羽鳥地域に住んでいる者ですから、この辺の状況は良く分かっているので、やっぱり住宅がたくさんあるところ、東平とか羽刈前あたりを通過する道路については、何軒か住宅があるんですね、そこで本当に事業を実施する気構えがあるのであれば、早くにね、やっぱり計画について周知することがとても大事ですし、ホームページに載せただけでは地元にホームページが見られない人もたくさんいるので、様々な方法で周知していただきたいと思います。まあ、今回の廃止路線は当然だという気持ちですので、変更になったことを周知することはよろしくお願ひします。

(事務局) ご意見ありがとうございます。周知方法については改めて検討し、より住民の方に理解してもらえるように周知を図っていきます。

(会長) 私の方から二つ確認したいのですが、再検討路線の3・5・4の脇山・東原線ですが、終点部を現道部まで延長するとなっていますが、資料によっては終点部の形状変更となっている。都市計画道路としての変更内容は、延長をして終点部に接続するということで、形状変更という形をとるという理解でよろしいのかが一つ目で、二つ目はスケジュールについてですが、当審議会で議論をしてその後の茨城県との本協議があって、都市計画の決定告示となっていますが、具体的な日程的な目安があれば教えていただきたい。

(事務局) 3・5・4の脇山・東原線の終点部の形状変更についてですが、元々、都市計画道路と都市計画道路を接続する形だったので、交差点が大きな形で隅切りを設定していたのですが、今回の変更で、現道に接続する形になるので、少し形状が小さくなりますので、実際、延長するという表現の仕方がわかりにくくて申し訳なかったのですが、都市計画道路が大きな規格だったので、現道に接続することになると、数メートルの延長が伸びた形となりますので、都市計画の決定としては、総延長の部分で数字の切り捨てがありますので、延長の変更ではなく、形状の変更として捉えていただければと思います。続きまして、スケジュールについてですが、茨城県との本協議は本日の審議会での答申をいただいて了承を得られれば、すぐに市の内部決裁を経て茨城県との本協議を行いたいと思います。ただし、茨城県とは既に事前協議を行っていますので、内容に変更が無ければ、すぐに回答を得られるということなので、早ければ年度内に茨城県から回答をもらい、直ちに決定告示を行いたいと思っていますので、早ければ年度内、遅くとも4月の初めには決定告示を終える予定となっています。

(会長) 茨城県との本協議はスムーズに進むということで考えているということですね。ありがとうございました。

(会長) その他、いかがでしょうか？ それではお諮りします。

質問第2号、小美玉都市計画道路の変更について、原案のとおり可決することに異議ございませんか？

<委員全員異議なし>

(会長) ありがとうございました。

ご異議がございませんので、原案に対しまして、「異議なし」で答申したいと思います。なお、答申の方法については、会長一任ということでご承諾いただきたいと思います。

以上